



始



特244  
989



大阪中央電信局沿革小史



# 大藏中央電 計局紫草小曳



## 序

維新變革の以前より、既に多年の懸案たりし電信が、明治二年十二月東京横濱間、同三年八月大阪神戸間に其業を創めてより以來、茲に六十年の星霜を経たり。六十年、約半世紀の歲月は、一つの事業が十分なる發達を遂ぐるに必ずしも短少ならず。雖、しかも、創業より二年を経たる明治四年、一局所の電報取扱通數一日平均、和文、歐文を合せ、僅々十五通を算するに過ぎざりしもの、今や我大阪中央電信局一局所のみに於て、年々三千八百萬通の電報を取り扱ひ、當初幼稚なるブリ

ゲー式指字機に依り、筆硯を用ひて記載したもの、  
今日、タイプライターに依り、直接音響機より受信し、  
或は自動機に依り高速度通信を行ひ、或は印刷電信機  
に依り、モールス符號の媒介を藉らず、直接對手局受  
信機に、文字を印刷し、進んでは寫眞電送機に依り、思  
想の移動のみならず、明暗濃淡の階調に隨ひ、遠隔の  
地にある受信機に書畫、寫眞等の複寫を行ふに至り、  
一條の線條を以てしては、一通信路に使用し得るに過ぎ  
ざりしもの、二重、四重、八重等多重通信路に使用す  
るに至れる、只管、線條を通じてのみ、通信を行ひ得た

るもの、線條を導體に藉らず、電波の振動に依りて通  
信するに至れる等、其進歩發達の跡を見れば、寔に驚  
嘆に價せざるなし。

されど、我電氣通信の事業は、未だ以て完全の境に  
進み、理想の域に達したりと謂ふを得ず。過去に於て、  
急速に進み來りしよりも、更に長足の歩を以て將來も  
亦進歩して歇まさるべし。事の就るは成るの日に成  
るにあらず。我大阪中央電信局が、堂島河畔宏壯なる  
鐵筋コンクリート六層樓に、最新最銳の機械設備を裝  
置し、雲集輻輳する電報を扱ふに、千七百有餘の從事

員を擁する、世界有數の大電信局たるに至れるは、實に先覺當路が嘗膽臥薪の結果に外ならず。爰に、我大阪中央電信局の沿革を叙せんとするもの、蓋し、之等先覺苦心の跡を溫ね、其事に處したるの方途を審にし、以て將來局に當る者をして、其經綸を舒ぶるの資に供せしめんとするが故に外ならざるなり。

凡そ通信の事たる、吾人が日常生活と緊密の關係を有し、其制度施設の完整は即ち文化の振興、產業開發の基礎たり、手段たり。帝國電信系の組織は概ね、地の東西に隨ひ、東に在るは東京に、西に在るは大阪に

集中し、此二大中央電信局間を繋ぐに、拾數條の高等通信回線を以てせり。我大阪中央電信局は、東京中央電信局と相對立して、帝國電信系に於ける二大中心をなし、各自、其特立の沿革を有す。大阪中央電信局の沿革は、即ち帝國を東西に二分して、其西部に於ける電信の沿革なり。電信通信が文化の振興社會施設の條件たり、手段たらば、電信の沿革史は、獨り電信當路の參考資料たるに止まらず、廣く世の識者、先覺者、指導者たるもの、一顧に價すべきや必せり。

これ、今秋行はせらるゝ、今上陛下御卽位の大典を

紀念し奉るに兼て、本局が、新廳舎へ移轉するの紀念として、本書を上梓し敢て江湖に頒つ所以なり。

昭和三年九月二十九日

大阪中央電信局長 廣島庄太郎

## 大阪中央電信局沿革小史目次

### 一、緒言

電信以前——大阪表の旗振り通信

### 二、電信の濫觴と我國電信事業の創設

電信の濫觴——我國電信事業の創設——大阪に置局——大阪東京間連絡——電信の偉力漸く國民に認めらる——電信開業式を行ふ——當時の市内に於ける電信局

### 三、西部電信中央局（現業獨立の時代一）

西部電信中央局を設く——回線と通信力——其組織——條例規則の改正

### 四、大阪電信分局及大阪電信局（現業獨立の時代二）

大阪電信分局の成立——電信分局を電信局と改む

### 五、大阪郵便電信局電信課（管理現業兩事務兼掌の時代）

大阪郵便電信局電信課と其組織——著しき事業發達

## 六、第一次大阪中央電信局（第一次現業獨立の時代）

第一次大阪中央電信局の成立

## 七、大阪郵便局電信課（第二次管理現業事務合併の時代）

大阪郵便局電信課と其組織

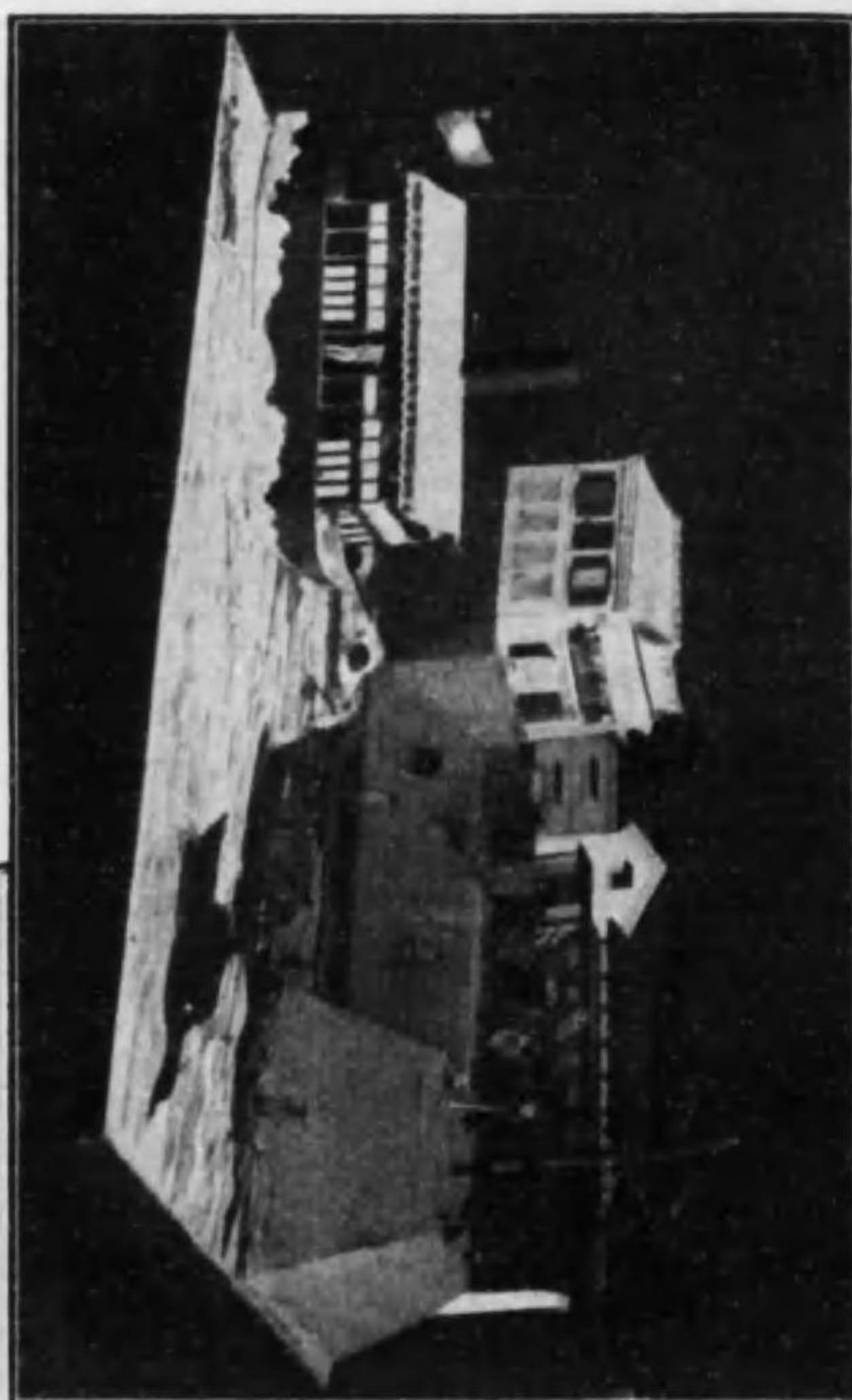
## 八、第二次大阪中央電信局（第二次現業獨立の時代）

(一) 制度 第二次大阪中央電信局の成立——分課及分掌——職制——幹部職員の異動——監督局の異動

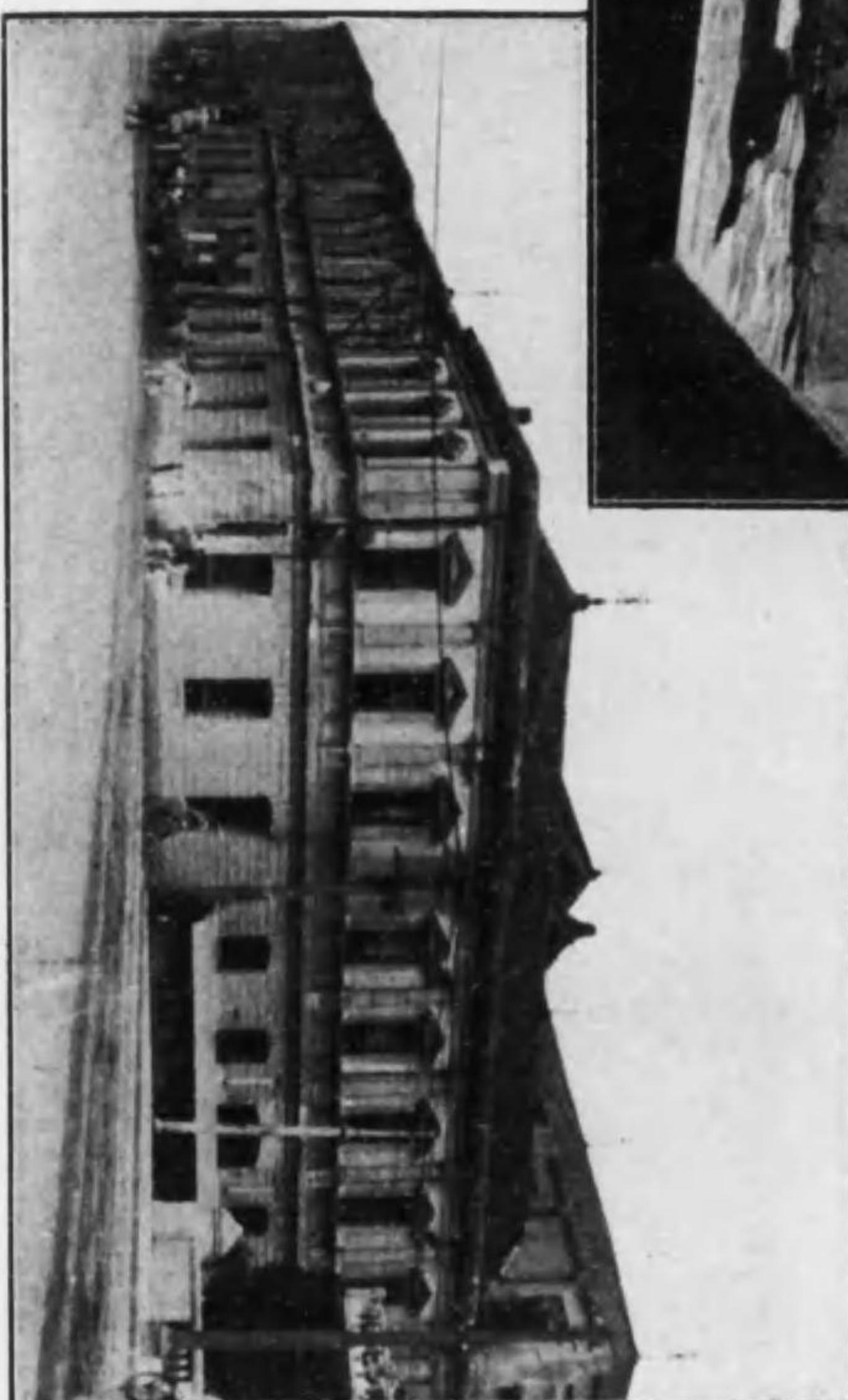
(二) 事業 事業の沿革を三つの時期に劃す——順調の時期——躍進的膨脹の時期——整理の時期

### 大日本中央電信局史

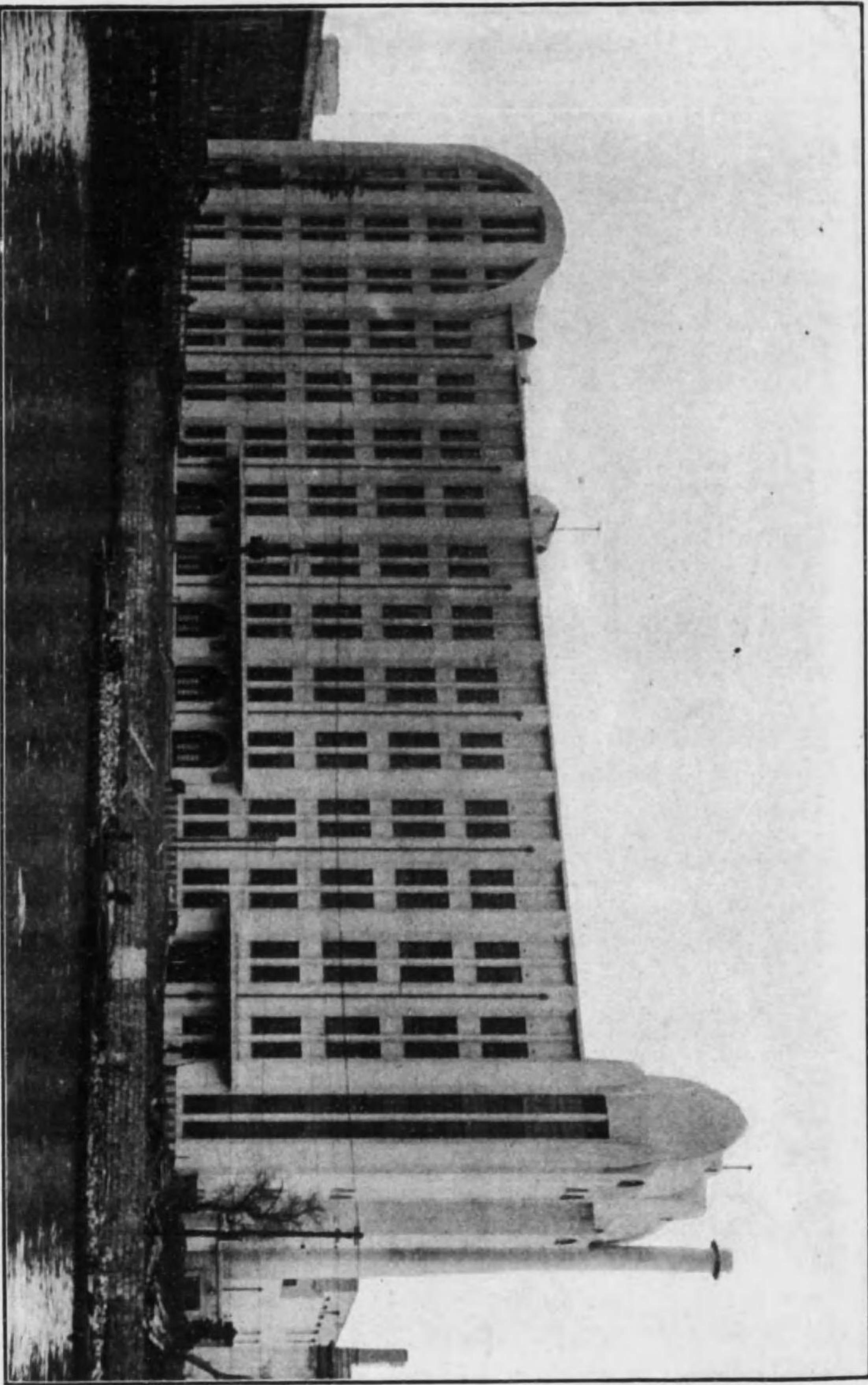
#### 序言



るけ於に地留居川治安年利吉明  
局信傳口川



舍廳舊局信電央中阪大



大坂中央電信局現地在廳舍

# 大阪中央電信局沿革小史

## 一、緒　　言

【電信以前】　人類の生活と交通とは、相関々係に於て發達進展す。即ち、交通の發達は人類の社會生活、經濟生活、文化生活の進展發達を促進し、人類生活の進展發達は交通機關の整備發達を促す。故に交通の一方式たる思想の移動（傳達）機關即ち通信機關の淵源は、人類の歴史と共に古し。

電信以前の通信に關し、歴史の示す所に依れば、太古の時代に於て既に火光狼火、烽燧等の手段に依りて、今日の電信に代るべき急速通信を行ひたるものゝ如し。

歐羅巴に於ては、古代より炬火通信の方法あり。紀元前三百年に於て、既に殆んど完全の域に達し、羅馬時代に至りては、將軍等陣中の必要上盛んに火光通信術を研究利用し、見るべきの成績を挙げ得たりと云ふ。然れども、此等の

號表は單純なる合圖に過ぎずして、未だ複雑なる思想を表示すること能はざりしが、西暦千七百九十四年佛蘭西にクリユード・シャツブなる者あり。從來の通信手段たる火光に代ふるに木片の文字記號を以てし、遠隔の地と通信の交換を試みて成功せり。こゝに於て、始めて稍複雑なる思想を移動することを得るに至り、幼稚なる當時の通信界に劃期的新記録を作れり。翻つて我國を見るにシヤツブの成功に先づ事半世紀、既に之に勝りて更に進歩せる遠距離急速通信を實施しつゝありしなり。大阪表に於ける旗振り通信即ち之なり。

**【大阪表の旗振り通信】** 従來の火光通信は主として、軍事上の必要に依り發達し來りたるものなるが、大阪表の旗振り通信は商業上の必要に依り案出せられたるものにして、享保年中より安永年間に涉る大阪商業の未曾有の盛況に促進せられたるものなり。旗振り通信が活潑々地の商況と共に其實用益々盛なるに及び、當時の施政者はこれを嚴禁せんと欲し、屢々觸書(註)を發してこれを戒めたれども、通信發達の鬱勃たる生命を阻止することを得ず、遂に之を公許するに至り、爾後其利用愈々多きを加へたり。

此通信方法は、大阪を中心として各都邑間米穀其他商品等の相場通信の爲に用ゐられるたるものにして、安政の頃に至りては益々發達完備し、一定の距離毎に各地に櫓を設け、通信者は其櫓上にありて、旗を振翳して信號す。受信櫓に於ては「遠眼鏡」を以て之を望見し、順次各地の中繼櫓を經由して、遠隔の地と雖、僅少の経過時分を以て通信の傳送を了せり。其の方式裝置等は斯く單純なりしと雖、其正確と速達の點に於て、電信の要件を具備し、其特色を發揮したり。如斯、古來商業の中心たりし大阪は、百年以前に於て夙に進歩したる通信機關「旗振」の唯一最大の利用者たりしと共に、これが創始者たりしなり。今日の大坂中央電信局が吾邦電信現業界的一大權威たる亦偶然に非るを知るべきなり。

(註)

安永四乙未閏十二月八日

觸二九二二、閏十二月八日當表の米相場を相圖を以て他所に移間數事

大阪三郷攝河村々に而幟を振、其外種々の相圖いたし、當表の米相場を他所へ移候もの有之節は、召捕

告申付候事に候所、其當時は相憲候得共、程過候得は又候相企、當時も所々に而同様の仕方有之趣組相聞不埒に付、悉召捕可遂吟味候得共、全風聞迄の事故不及沙汰候、向後職其他種々の仕方に而相場を移候も之の共有之は、其所のもの出會捕置可訴出候、捕違は不苦候得共、自然見遁置候は可爲越度候、右の通相觸候上は米相場掛り候もの共彌相憲、他所へ相庭を移申間敷候、萬一不懂のもの有之、召捕候は當人は勿論其筋に携候もの共一統途吟味、急度可相告候條、末々迄不洩様可觸知者也。

## 一、電信の濫觴と我國電信事業の創設

**【電信の濫觴】** 西暦紀元前六百年希臘の哲學者ターレス (Thales) が電氣を發見したる以來、怪物電氣は學者の最も興味深き研究對象なりしが、西暦千八百年に於ける伊國バヴエア大學ヴォルタ教授 (Alessandro Volta) の電池(電堆)の發明 (Voltaic Pile) 西暦千八百二十年に於ける丁抹コーベンヘーゲン大學エルステツ下教授 (Hans Christian Oersted) の電氣磁氣の發明等は、電氣的作用に依り遠隔の地に在る機械を動作せしめ、これを手段として思想の移動即ち通信をなさんと

する電信機發明の機運を促進し、西暦千八百三十七年には英人ホキートストンの電信機の發明、米國ニュー、ヨーク大學モールス教授の印字機の完成を見、茲に電氣通信即ち電信は愈々實用に供せらるゝに至れり。

我國に始めて電信機の渡來せるは、モールスの印字機完成後十七年を経たる安政元年(西暦千八百五十四年)にして、米國水師提督ベルリが再度來朝の際の事なり。當時ベルリ提督の率ゐる艦船は、神奈川に入港して開港貿易を迫ること急なりしを以て、幕吏之を横濱村に引見して談判應接所を駒形に設けたり。時にベルリは技師を上陸せしめて、同地洲干辨天境内吉左衛門居宅との間に銅線を架涉し、其携へ來れるエンボツシング、モールス電信機を据付け、通信の實況を幕吏に供覽し、後之を幕府に寄贈せり。之より先、我國に於ても蘭學者佐久間象山は電信の原理及構造を研究し、自ら之を製作して、嘉永年間信州松代町に於て之が實驗を試み、又其後安政三年薩摩候島津齊彬は松木弘庵(後の寺島則)等に命じて、電氣の用法を調査せしめ、電信機を作成し、翌四年鹿兒島城内にて、電氣通信の實驗を試みたる等電信實用の機運は、年を逐ふて爛熟しつゝ

ありたり。

**【我國電信事業の創設】** 電信事業の創設に關しては、王政復古直前、幕府に於て既に之を計劃し、瑞西を經由して佛國に對し機械購入の注文をなし、ブリゲー式電信機及架線材料等を本邦に輸送するの途に在りたる時、恰も維新の變革に際會したり。明治二年八月、横濱外國事務判事寺島宗則、電信線架設の急要を建議し、之が容認を経て横濱燈明臺役所及同地裁判所間にブリゲー式指示機を裝置し、其配下傭英人ブラントンを介して、同國人ギルベルトを聘し部下に通信方法を傳習せしめ、専ら官用通信を送受して其技を練り、同年九月東京築地運上所間電線建築の工を起し、十月、電氣通信の操技を天覽に供したり。而して、其年十二月工竣りて、横濱裁判所内に置局せる横濱傳信局と築地に開設せる東京傳信局間に公衆通信の取扱を實施したり。これ本邦に於ける電信現業局の嚆矢なりとす。之と同時に、太政官は神奈川縣をして、傳信開始に關する布告文を發布せしむ。之れ實に『傳信機に關する七項』にして、本邦電信に關する法規の鼻祖なりとす。

其所屬官廳は、創業の當時に於ては、何等一定したる所なく、或は外務省に、或は民部大藏省に、或は民部省に屬し、又時には燈明臺掛に、或は神奈川縣廳に屬する等轉々移動したるが、明治三年工務省を設けらるゝと共に、工務省電信寮に屬することとなり、茲に初めて其統屬する所明となれり。

**【大阪に置局】** 翌三年八月、大阪の川口と神戸大手町間十里に架設の一線竣工せり。これ前記京濱線と共に、本邦最古の電信線にして、大阪置局の濫觴なりとす。乃ち、安治川居留地運上所内に傳信局を設け、電報料を假名一字毎に錢十六文と定めて、通信の取扱を開始す。川口傳信局の開始を聞くや、都鄙老若男女貴賤の別なく、好奇の胸を躍らして川口に群集するもの引きも切らず、何れも驚異の眼を擧げて、架線を仰視したりと云ふ。

翌四年中に東京横濱及大阪神戸へ發着せる通信は、一年を通じ、和文一萬九千四百四十八通、歐文二千十三通合計二萬一千四百六十一通にして、其收稅（料金）二千八百六十九圓なりきと傳ふ。即ち、一日平均一局に對し、和文、歐文を合せ十五通に足らず、其料金は二圓に満たざりしなり。

**【東京大阪間連絡】** 四年、東京長崎間の一線、架設の事となり、五年中、先づ、東京より東海道を経て、神戸に至る間の各局にて通信を開始せり。大阪も此回線中に接続せられたるを以て、此時より大阪と東京間通信の途開けたるも、此線は東京神戸間直通に非ずして、豊橋にて中斷し、同局にて双方の電報を中繼したりといふ。これ電報中繼の端初なるべし。

**【電信の偉力漸く國民に認めらる】** 電信創業の當時に於ては、電信は異端の魔法なりとして、愚蒙なる地方人士に恐怖せられ、電信線路を架設せんとする毎に、其工事に迫害を加へ、竹槍薦旗の騒擾を演出すること珍らしからず、大阪に於てさへ、或は線路に草鞋を繫懸け、或は瓦礫を投付くる等悪戯妨害頻々として絶えず、當時、たゞさへ電信諸技術未熟にして通信困難の嘆ありたるに、剩へ線條の妨害、工事の迫害之に伴ひ、爲めに通信杜絶の厄に遇ふ事一再ならずして、各地とも之が取締に腐心したり。然れども、其後、明治九年、熊本の事變あり、續いて十年鹿児島の亂あり。此等兩役は、電信の偉功を試むるに絶好の機會なりしと同時に、地方人士に電信の偉力を教ふる最上の實物教育なり。

き。されば此兩役に當つて、軍事上電信の驚くべき効果を實見したるより以來復線路妨害を試むる如き者なく、線路は益々延長し、通信建築の技術亦著しき進歩を見たり。

#### 【電信開業式を行ふ】

こゝに於て、十一年三月、本邦電信開業の典を東京に於て開かるゝに至れり。而して此時より我國各局に於て、海外電報の取扱を開始し、世界各國と對峙して業務を開始する事となれり。これ本邦電信事業上の一新時期とす。

#### 【當時の市内に於ける電信局】

大阪市に於ける最初の電信局は、前述の如く川口局なり。同局の略符號を「O S」と呼ぶは OSA の略にして、大阪を代表するの意なるべし。其後、五年十月、高麗橋に一分局を設けられ、十一年、心齋橋分局を開きたるが、此等の三局は一等局として相鼎立し、大阪市の通信を分擔したり。

### 三、西部電信中央局

(現業獨立の時代 一)

現大阪中央電信局は、明治四十三年四月設置せられたるものなれども、其淵源は遠く、明治十六年梅田に設置せられたる西部電信中央局に在り。

**【西部電信中央局を設く】** 當時内外の電報を送受するに、大阪以西各局の通信は、神戸、川口及び高麗橋等の數局が其中繼に當りて、各方面の連絡を執り居たるが、線路は益々伸長し、局數隨つて増加するに及び、電報次第に輻輳し通信漸く滯滯せんとするの勢を示すに至れり。されば、之が救濟策を攻究の結果別に一つの大現業局を設立して、各線を此處に集中し、大阪以西の各局に至る電報を中繼せしむるの必要を認め、經費約五萬圓の豫算を以て、十五年十一月より、曩きに設けられたる梅田電信分局の改造擴張に着手し、工事滿一ヶ年に亘り、翌十六年十一月、局舍落成し、十八日、官民有力者、數百名を招きて、盛大なる開局式を行へり。開局式の夜は、電氣燈を會場内及停車場前の號鐘臺

に點じたるが、當時いまだ電燈を見たるものなく、大阪に於ては、實に最初の電燈點火なりしを以て、これを見んとて来るもの雜沓を極めたりと云ふ。

二十日、梅田電信分局を改めて、西部電信中央局とし、略名を「W T」と定む。これ現大阪中央電信局の前身にして、略名「W T」は Western Central Telegraph Office の頭字を取り現大阪中央電信局亦之を繼承せり。

**【回線と通信力】** 此時に當りて全國の線路は、二千二十餘里に達し、之れを延長すれば、五千四百二十里となり、電信局所の數は百九十四を算したり。此内山陰、山陽、四國、九州の局數、五十有餘ありて、此等の各局と、各地に往復する電報は、悉く西部電信中央局に於て、中繼傳送することとなれり。これ實に回線組織及び中繼順路上的一大變化にして、同時に又大進歩なりしと云ふべし。西部電信中央局の開局以來、一ヶ年間に於ける電報取扱數を掲ぐれば左の如し。

明治十六年十一月二十日より同十七年十一月十九日まで

着  
信  
發  
信  
四九、二五四通  
七八、八三八通

一、四二五、八三七通

計

一、五五三、九二九通

一日平均

四、三一四通

以つて當時の通信力を窺ふべし。

**【其組織】**其組織は主務一名ありて、局中諸般の事務を掌理せり。これ現今の局長に當るものなれど、當時電信局長とは、監督局の局長一人を指稱し、現業局は分局と稱へ、これには局長を置かず、主務を置けり。主務の下に技手若干を置き内一名を技術主員とし、主務の命を受けて通信に從事せり。又別に主計主員一名を置きて、會計に關する事務を掌理せしめたり。

當時電報配達に從事するものを驅使と稱せり。今の集配手これなり。十八年十二月工務省を廢し、遞信省を設けらるゝに及び電信事業の管轄は之に移れり。而して、省中に電信局を置れたるを以つて、現業局たる中央局は依然、電信局の監督の下に置かれたり。

**【條例規則の改正】**此時に當りて、電信條例、及び電信取扱規則を改正し、電

信切手を發行せり。條例は先に定めたる十七條を改めて、全編を十章七十四條とす。これ現行の電信法の始なり。規則は全編を分つて、十三章百十八條とし明細に手續を定めたり。這の改正の中最も重要なものは、料金均一制を實施せし事にして、以前は土地に依り又は其距離の遠近により電報料金の率、同じからざりしが、かくの如き不同的の料金制度は、其不便多大なるものあり、均一制に改められたる結果、全くこの不便を除去するを得たり。

#### 四、大阪電信分局及大阪電信局

(現業獨立の時代 一二)

##### 【大阪電信分局の成立】

十九年三月、地方遞信官署官制々定せられ、各須要の地に遞信管理局を設け、地方電信の現業事務を掌理する爲に、電信分局を置く。管理局は、電信局と、略同等の地位に對峙し相呼應して、電信分局を管理するの制となりたるを以つて、西部電信中央局は、茲に廢せられ、改めて大阪電信分局となり、一等局に班し、大阪遞信管理局に屬することとなれり。

電信局の等級を定むる事は、明治六年に始れり。當時は、東京長崎間の各局、事務の繁閑に依り、其經費に等差あるを以つて、此等の差に依りて、等級を三に分ちたり。川口、高麗橋等は常に一等局に位せり。其後、十三年十二月、各局收入金額の多寡に應じて其等級を改定せし事あり。更に、十五年一月には通信數の多少に應じて、等級を分ちたるが、這回の等級制は、これ等と異なり、三府五港を以つて一等局となすことをしたるを以つて、當局は一等局となりたるも、川口、高麗橋、心齋橋等は、此時より二等局となれり。

此時、はじめて局長を置かれたり。局長は奏任官を以つて之に充つる事となし十九年五月、遞信四等技手加納敬、大阪電信分局長心得の命を受けしも、在任久しからずして去り、其六月、遞信二等技手、橋本雅辰、分局長となれり。局長は、局内通信に關する一切の事務を掌理し、又所屬電信切手賣下所を管理する者にして、主管事務の整理、及び部下の勤惰監視に關し、都て責任を負へり。

更に其事務分掌を、技術、及庶務の二科とし、技術科には、科長一名及技術

主員二名を置き、通信に關する諸般の事務を整理せり。庶務科には、亦科長一名置き、書記會計に關する事務を司れり。

**【電信分局を電信局と改む】** 翌二十年四月に至り、官制を改められ、電信局を廢し、内信、外信、工務の三局を設け、電信局の事務は、此三局に分属することとなりたるを以つて、電信分局は、此時より「分」の字を刪除して、單に電信局と稱す。これ、電信局廢止されたるを以つて、現業局と其名稱混同するの虞無きに至りたるが故なり。

二十年四月、電信支局規程を定められ、其五月より、川口、高麗橋、心齋橋の三局を大阪電信局の支局となし、支局長、支局員、及支局の電報配達受持局域等は、皆電信局長の選定すべき所となれり。

これより先き、十九年十一月、地方の郵便局及び電局分局は、土地の状況により、之を合併し得るの制を立つるや、相次で合併を實施せり。此に於て、二十年五月、驅使を廢し、各局ともに電報配達に從事するものをも郵便と同一名に改めて集配人となし、同時に集配人の採用、任命、給料、服務、制服、定員

等に關する規程を定めたり。

二十一年四月、全國の電信回線名を定められたり。其數、一百二十七回線にして、當時大阪電信局所屬のものは、すべて二十八回線なりき。東京一、二番線日本橋大阪線、東京神戸線、及び名古屋大阪間二回線によりて東京及び東海道諸局と連絡し、北陸方面は金澤及び敦賀線あり、山陰道方面には松江線あり、山陽道は廣島及び赤間關線あり、南海道には高知、和歌山、洲本線、九州方面には、長崎間二回線あり、而して近畿地方には奈良、兵庫、神戸線等ありたり。

## 五、大阪郵便電信局電信課

(管理現業兩事務兼掌の時代)

【大阪郵便電信局電信課と其組織】明治十九年郵便電信合併の制を設けられたること前述の如くなるが、次で明治二十二年七月に至り、地方遞信官署官制を廢して郵便及電信局官制を定められたり。これに因りて、在來の遞信管理局は廢止となり、大阪電信局は大阪郵便局と合して、郵便電信局と改稱し、一等局

に班し、郵便電信の現業を掌理すると共に、元大阪遞信管理局の所管事務たりし、監督事務をも兼掌することとなり、電信に關する事務は、専ら其一分課たる電信課の掌理に屬せり。

局長の位置、亦隨つて高められ、奏任四等以上と定む。元遞信管理局長兼一等郵便局長、山田雪助、これに任せられ、其下に二人の奏任事務官を置き、其官等は現任局長の次等以下とし、其中一名は電信事務擔當とす。遞信五等技手東京郵便電信學校教授、鶴田暢、これに任せられたり。之を電信課長の鼻祖となす。

二十八年七月、本局各課長分任條件を定め、後三十二年これを改む。

電信課長の下に技術主任一名、當直主員二名を置けり。其他猶若干の書記技手を置きて、現業事務を執らしめしが、二十三年七月、書記補の官を設け、更に技手の職務を補助する爲に、通信助手を設けたり。書記補は判任、助手は雇なり。

この官制改正により、現業事務に管理事務をも合せたる結果、二十二年七月

電信課に管理掛を設けて、電氣通信監督の事務を掌らしめ、現業事務は、通信、検査、受付、配達外信の諸掛に於て分掌したり。同時に、主任主員を廢し、各掛に掛長を置けり。然るに明治三十年八月、官制改正と共に、一等局分課規程、亦改定せられ新に監理課の設置を見たるを以て、電信課管理掛の事務は、之に移れり。

電信課管理掛の廢止と共に、新に本務掛を設けられ、電信課に屬する庶務を執らしめ、又從來の受付及び配達の二掛を合して、受付配達の一掛とし、電報發着に關する事務は通信、検査、外信及び受付配達の四掛に於て分掌せり。

越えて三十二年五月、分掌規程の變更により、本務掛を廢して經理掛を置き三十五年十二月、從來監理課電務掛に屬せし、電氣通信技術傳習生養成所を、通信生養成所と改稱して、電信課受付配達掛の分掌中に追加せられたり。

**【著しき事業發達】**　此時期に於て、事業上、特に著しき發達の一は、通信方式の進歩なりとす。

創業の頃にありてはブレグー式指字機によりて、専ら通信したるも、四年以後より漸く一般に、シーメン、モールス機を使用するに至りたり。然れども未だ嘗つて高等通信機によつて實用的通信を試みし回線は、一も之れあらざりしが、二十二年中、東京大阪間に自働通信を開始し、同年又、大阪市内の重要局との間に、二重通信を採用し、二十五年に至りては、東京大阪間に四重方式によるの通信を施行し、三十二年には接近地間と電信交換通信を開始し、三十五年九月には、遠く東京大阪兩市間に交換通信を試みたり。殊に、三十一年よりは、多年製用したる印字通信法を改め、漸を逐うて音響通信に變更し、三十五年末に於ては、歐文通信線一回線を除くの外、全部音響通信に一變したるが如きは最も通信方式變更上、特筆すべき事跡たりしを失はず。

此時期に於て、著しき變更の二は、局舎の整理なりとす。即ち梅田停車場構内に西部電信中央局を開きし當時に於ては、機械座數、僅かに廿餘座に過ぎざりしも、累年の回線増設と、事業の擴張に伴ひ、局舎は狹隘を告げ、殊に郵便及電信局官制に依りて、大阪郵便局と合併せしに拘らず、郵便課は京橋二丁目に在り、電信課は、別に離れて梅田にあり、事務統一上、不便勘なからざるを

以つて、二十六年三月、中の島二丁目の現在局舎に移轉し、又三十一年十一月北野官舎を改築し、三十四年九月機械室を擴張し、三十六年二月機械室内へ土足の儘出入を禁じ、尙これより先き二十四年機械室に始めて電燈を點じたるが如き之れなり。

此時期に於て著しき變更の三は、吏員服務法の改定なりとす。電信現業は、電信創業の當時より、隔日勤務法なりしが、三十二年はじめて循環勤務の法を開始し、これによりて吏員の労力に少なからざる餘裕を得たるが如き、これなり。

要するに、此現業事務と管理事務合併の時代は十四年の長きに亘りたるが、其間遞信省の官制に著しき改正ありたる事、四度にして、即ち二十三年六月には内信、外信、工務の三局を改めて、郵務、電務等の諸局を置かるゝに及び電信事業は、即ち一に電務局の管轄する所となり、二十六年十月、郵務及び電務の二局を合して通信局を設けられし時、電信事業は通信局の管理する所となり、卅年八月、再び通信局を郵務電務の兩局に分たれて、斯業は電務局に隸し、三

十一年十一月、再度郵務電務を合して通信局となるや、電信は復た此管轄に屬したり。

是等官制の改變は、電信現業の上に直接に影響する所無かりしと雖も、十四年の歲月は事業成績上、見るべきの進歩を遂げしむるに充分にして、即ち大阪電信局時代、最後の年度(明治二十一年度末)に於て本局定員五十餘名に過ぎざりしが、此の期の終り(三十五年度末)に於ては、支局を除きて三百五十五名に達し、約六倍半弱の増員となり、電信回線數は、前期末に於て僅々卅回線なりしが、三十五年末に於ては支局を除きて一百十一回線となり、約三倍半弱の擴張を遂げたり。

而して此間、二十七八年の戰役あり、時局に關する電報劇増し、三十年には電話依託電報の取扱を開始し、三十三年には北清事變ありて長文の新聞電報増加し、三十四年には出征軍人軍屬の爲に集合電報の取扱を開始せり。

これ等、特別の事變と、新事務開始は、戰後諸事業の勃興と日新の時運進展と相俟つて、現業事務をして、益々繁劇ならしめたるのみならず、川口、高麗、

橋、心齋橋三支局以外、別に、二十三年六月、湊町支局の設置をはじめとして、二十六年七月、梅田支局を設け、三十年十一月、高津支局に電信事務を開始し、三十四年三月、天満、安治川口の兩支局、及び三十五年十一月には難波支局を設けられたる等事業の著しき増進は、再び管理、現業兩事務分立の機運を生めり。

## 六、第一次大阪中央電信局

(第二次現業獨立の時代)

### 【第一次大阪中央電信局の成立】

明治三十六年四月、官制を改めて再度管理局の制度は出現せり。即ち勅令第四十號を以つて郵便及電信局官制を廢し、通信官署官制を定む。全國に東京及び大阪の二通信管理局、其他に十六の一等郵便局を設け、専ら現業事務の管理に當らしむ。由つて大阪郵便電信局の諸管理事務及び電信建築事務は、新官制に依る大阪通信管理局をして、之を繼承せしめ、又別に大阪中央電信局を置きて、通信事務官山根常、これが局長となり、

在來大阪郵便電信局電信課の現業事務及び同局の會計事務の内、電信現業に附屬する歳入金、歳入歳出外現金及び物品の出納に關する會計事務を繼承せしむ。かくの如くにして、管理現業兩事務全く相分れ、四月五日、事務の受渡を了し、大阪郵便電信局電信課は、大阪中央電信局と改稱し、二度現業局として獨立することとなれり。

同時に從來の、通信、検査、及び外信の三掛を合して通信課となし、通信課に主幹三名を置き、受付配達掛を受付配達課とし、之に課長を置く。主幹と共に遞信大臣の命免する所たり、又經理掛を改めて庶務係となし、係長を置きて通信管理局長、之が命免をなせり。

更に四月七日、通信課事務分擔規程を定め通信課各部の事務分擔を明にした

かくの如くにして、管理現業兩事務の分離は實現せられたりと思ふ程も無く俄然其年十二月に至りて、又もや兩事務合併の事となり、通信官署官制は根本的の改正を施され、其結果として第一次大阪中央電信局は、再び一等郵便局電

信課なる名稱の裡に、其姿を没するに至れり。

二四

## 七、大阪郵便局電信課

(第二次管理現業事務合併の時代)

### 【大阪郵便局電信課と其組織】

明治卅六年十二月、遞信省官制改正と共に、通信官署官制亦改變せられ、大阪通信管理局、大阪中央郵便局、大阪中央電話局と共に、大阪中央電信局は廢止となりて、此等諸局に屬せし總ての事務は、舉て官制改正による大阪一等郵便局、之を繼承し、濱島溫忠、局長心得たり。局内に電信課を設くる事、曩の郵便電信局の時と同じく、山根常は電信課長となり、五日事務の受渡を了したり。

電信課内の掛を分つて、電信掛及受付配達掛の一とし、電信掛は、大阪中央電信局通信課の分掌に屬せし諸事務、及び課印、課長印の保管、及び課中他掛に屬せざる事務を分掌し、此掛に主幹三名を配屬す。受付配達掛は、前局受付配達課の事務を繼承し、受付配達課長を廢して受付配達掛主幹一名を置く、而し

て、大阪郵便局内に庶務の一課を設け、大阪中央電信局の庶務係に屬せし事務を繼承せり。

今其の各掛の事務分擔法を見るに、電信掛を分ちて五部とし、各部の分擔事務は中央電信局通信課に於けるものと同じく、又受付配達掛には、部を置かずして、前の受付配達課の事務を繼承せり。

這次官制の改革と共に、從來の書記、書記補の官を廢し属、及手を設け通信書記を通信屬とし、通信書記補を通信手となせり。

越えて明治三十七八年には日露の大戰役あり、電報一時に激増し、三十七年一月にありては、内外電報總計三六三、九〇〇なりしもの、宣戰布告と共に二月中には四七四、三〇七通に昇れり。よつて各須要地間臨時回線を變更して電報疏通の路を開き、時恰も卅六年度官制改正によりて、定員減少せられたるも、服務時間を延長してこれに備ふる等、適宜の處置を誤らざらんことに力めたり。

かくて一等局の分課として年を閱すること七星霜、戰役後、樺太、朝鮮、滿州等に本邦の電信系統紹長すると共に、通信地域は大々的發展を遂げ、戰捷が齋

せる勃然たる一種新進氣鋭の精神は、直接に我通信事業界を刺戟したれば業務は年次著しき發達を遂げ、今や官制改正當時に比して面目の一新を思はしめるもの無きに至れり。收入は指數百に對して百五十の割合に進み、其経費亦之に比例して増大したり。局所の普及は三方里毎に一局の配置を見るの趨勢を示し、隨つて業務の種類、範囲共に擴大したれば、是等業務を管轄する監督局に於ては、頻繁なる現業事務と複雑なる管理事務とを同一に一手に掌握しつゝこれが兼行の美を濟すの至難なるを覺り、遂に茲に三度管理現業分離の時代となれり。

## 八、第二次大阪中央電信局（第三次現業獨立の時代）

### （一）制 度

#### 【第二次大阪中央電信局の成立】

明治四十三年三月、通信官署官制改正に依り、同年四月一日を以て再び大阪中央電信局を設置せられ、一等電信局に班す。舊官制に依る大阪郵便局電信課長山根常これが局長となり、大阪一等郵便局の電信現業事務を繼承し、四月五日事務引渡を了せり、これ現在の大坂中央電信局

なりとす。

**【分課及分掌】** 第二次大阪中央電信局の分課は當初、通信、受付配達の二課及庶務係に分たれ、通信課は (1) 電報送受に關する事項 (2) 線路障害報告に關する事項 (3) 正午報に關する事項 (4) 船舶通過報に關する事項 (5) 電報原書及書類の検査整理保管及差立に關する事項 (6) 返信料前納證書に關する事項 (7) 通信機械の調度及保護に關する事項 (8) 所屬現業傭人の服務に關する事項を分掌し、受付配達課は (1) 電報の受付配達、電話依託通信及電話通話に關する事項 (2) 現金の出納及保管に關する事項 (3) 電報署號及配達先登記並に電報局渡證票に關する事項 (4) 電報の閱覽正寫に關する事項 (5) 電報料金の追徵及還付に關する事項 (6) 電報の停止に關する事項 (7) 電話料前納證書に關する事項 (8) 外國電報の料金計算調査に關する事項 (9) 電報配達監視に關する事項 (10) 所屬現業傭人の服務に關する事項 (11) 自轉車の使用及保管に關する事項を分掌し、庶務係は (1) 吏員傭人の身分進退及功過に關する事項 (2) 文書の收受淨書發送編纂及保存に關する事項 (3) 圖書の保管に關する事項 (4) 局内外取締に關する

事項 (5) 局印及局長印の管守に關する事項 (6) 郵便切手類の出納保管に關する事項  
 事項 (7) 各課に屬せざる事項を分掌したるが、明治四十三年九月北濱に當局分室を設け、同報電信の通信事務を取扱ふに至りたるに因り受付配達課の分掌事項中に同報電信の通信に關する事項を追加し九月二十一日より施行せり。

而して大正二年十月一日より本局北濱分室を廢止し大阪市東區北濱二丁目に北濱郵便局を開設せらるゝに及び本局に於て取扱ひたる同報電信に關する事務は廢止せられ、北濱郵便局之を繼承することとなり、同時に本局受付配達課分掌事項中より之を除かれたり。

其後大正七年八月一日監査課を置かれ、(1)電報取扱の實務監査に關する事項、(2)吏員及傭人の服務方法の調査に關す事項を分掌することとなれり。

**【職制】** 局長は當初通信事務官を以て充てられたるが、大正二年官制改正に際し、通信副事務官の官を設けられ、この官を以て局長と定められたり。而して更に大正九年十月一日地方遞信官署官制改正に伴ひ、通信副事務官、通信事務官補の官を何れも通信事務官に更められたるに依り、同日以後再び通信事

務官を以て局長と爲し、今日に及ベり。

局長の下に課長主幹及係長を置き事務を統括監督せしめ、尙現業課には主事を置き現業事務の監督指導に任せしむ、一般職員は通信書記、通信書記補及通信事務員の三にして、前二者は判任官、後者は雇員とす。

當初、受付配達課には課長を置き、通信課には主幹を置けり。何れも通信書記にして、遞信大臣の命免する所なり。大正七年八月一日監査課設置と同時に、監査課及通信課に課長を置くことせり。當初何れも通信書記を以て充當し、遞信大臣之を命免せり。大正八年五月十五日通信課長は通信事務官補を以て充當し、九年十月一日の官制改正に依り、通信事務官を以て充當することせり。監査課長は、大正十二年八月十四日通信事務官を以て充て、大正十三年六月十七日課長交迭後は再び通信書記を以て充當せり。

係長及主事は通信書記を以て充當し、何れも遞信局長の命免する所なり。

**【幹部職員の異動】** 第二次置局以後に於ける本局長の移動並に局長、課長及係長の系譜左の如し。

明治四十三年四月一日通信事務官山根常本局長を命ぜらる。大正二年五月三十一日、同局長病の故に依りて退職し、通信課主幹通信書記山田豊太郎、局長心得を命ぜらる。

大正二年六月十三日、通信副事務官秋山宇喜太、小樽郵便局長より轉じて本局長を命ぜらる。同時に局長心得山田豊太郎は、京都郵便局電信課長に轉ず。大正七年三月秋山局長病氣引籠中同月二十二日より翌四月二十四日迄大阪中央郵便局長通信副事務官岡本安太本局長代理を命ぜらる。

大正七年九月十二日秋山局長京都郵便局長代理を命ぜられ、通信副事務官八木鍾次郎佐世保郵便局長より轉じて本局長を命ぜらる。

大正九年十月一日地方遞信官署官制改正に依り、局長通信事務官に任せらる。大正十年八月八木局長事務視察の爲め米國へ出張を命ぜられ、不在中、同月五日より翌十一年四月二十四日まで、遞信局事務官兼任通信事務官熊川由太郎局長代理を命ぜらる。

大正十二年四月一日八木局長大阪無線電信局長兼務を命ぜらる。

大正十三年六月十七日八木局長東京中央電信局長に轉じ、通信課長、通信事務官廣島庄太郎本局長を命ぜられ、今日に至る。

大正十三年十一月十四日廣島局長大阪無線電信局長兼務を命ぜられたるが、十五年八月二十一日同局に専任局長を置かるゝこととなり兼務を免ぜらる。廣島局長伊國コルチナ、ダンベツツオに於ける國際電信隱語調査委員會參列の爲め、同國へ出張を命ぜられ不在中、大正十五年六月十日より同年十一月二十五日迄通信課長、通信事務官奥田重吉局長代理を命ぜらる。

# 局長

三二

代理熊川由太郎  
(八木局長米國)

出張中

山根 常 心得山田豊太郎 大正二・五・三一

秋山宇喜太 大正二・六・二三  
大正七・九・一二  
八木鍾次郎 大正一・三・六・二七

廣島庄太郎 大正一・五・六・一〇・周・一一・二五

代理岡本 安太 大正七・三・二二・周・四・二二  
(秋山局長病氣)  
引籠中

代理奥田 重吉 大正一・五・六・一〇・周・一一・二五

(廣島局長伊國)  
出張中

# 課長

(1) 受付配達課長

廣島庄太郎 倉光 省二 大正四・七・二〇  
大正七・八・一

大正九・八・二  
立野 三二郎 大正二・二・三一  
大正一・三・六・二七

大正九・九・一  
三井 實 大正二・二・三一  
大正一・三・六・二七

荻原 泰二

(口) 通信課長

廣島庄太郎 奥田 重吉 大正二・三・六・二七

大正九・八・二  
大正七・八・一

(八) 監査課長

倉光 省二 奥田 重吉 三井 實 大正二・二・三一

大正九・八・二  
大正七・八・一

主幹

山田豊太郎 平田 勝 廣島庄太郎 立野 三二郎 青山 本二 西田 貫一 大正二・二・四・一  
大正九・一・一・九

大正二・三・六・二七

米澤 貞雄 原 潤二郎 大正四・七・二〇  
大正七・八・一  
大正九・九・一  
大正一・二・三・三一  
大正二・二・三・三一  
大正三・五・二六  
大正三・四・一  
大正二・六・二三  
大正四・三・二  
大正六・一・一・八・一  
大正七・八・一

小俣篤三郎 松村辨治郎

三三

## 庶務係長

明治四四年九月一一大正四年二月  
鶴野 安純 大正四年二月三日  
大正二年三月八日  
橋詰 智三

## 【監督局の異動】

明治四十三年三月二十六日通信官署官制を廢止し、新に遞信管理局官制及通信官署官制を制定公布四月一日より實施せられ、茲に現業、管理の二事務は全く獨立分離することとなり、遞信大臣の管理の下に郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信電話の管理に関する事務並に電氣事業及船舶海員の監督に關する事務を掌理する爲に、全國に東京、大阪、横濱、神戸、長崎、札幌、長野、新潟、名古屋、熊本、仙臺の十三遞信管理局を置かれ、本局は大阪遞信管理局の管轄に屬したり。

大正二年六月十三日遞信管理局官制及通信官署官制を廢止し、新に地方遞信官署官制制定公布せられ、之に依りて全國を東部、西部、北部、九州及北海道の五遞信局に分轄せしむることとなり、本局は西部遞信局の管轄に屬せしめられ

たり。

大正八年五月十四日地方遞信官署官制中一部分改正せられ、全國に東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺、及札幌の七遞信局を置き、東京遞信局は東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、靜岡、及山梨の一府八縣を管轄し、名古屋遞信局は、愛知、三重、岐阜、長野、福井、石川及富山の七縣を管轄し、大阪遞信局は大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、德島及高知の二府六縣を管轄し、熊本遞信局は廣島、鳥取、島根、岡山、山口、香川及愛媛の七縣を管轄し、廣島遞信局は廣島、長崎、福岡、大分、佐賀、宮崎、鹿兒島及沖繩の八縣を管轄し、仙臺遞信局は宮城、新潟、福島、岩手、青森、山形及秋田の七縣を管轄し、札幌遞信局は北海道一圓を管轄することに改められ、本局は大阪遞信局の管轄に屬することとなれり。

## (二) 事

## 業

【事業の沿革を三つの時期に割す】 明治四十三年第二次大阪中央電信局を置かれてより、現在(昭和二年度末)に至る十八年間は吾電信事業が、其沿革史上空前

の進歩發達を遂げたる時期にして、之を分つて凡そ三つの時期に劃することを得べし。其第一は明治四十三年置局より大正四年に至る六ヶ年間にして、順調の時期とも謂ふべく、明治三十七、八年の日露戰役に伴ふ事業大膨脹の後を受けて、漸進的に發達進展せり。其第二は大正五年より大正十年に至る六年間にして、躍進的膨脹の時期とも謂ふべく、事業は量的に大發展を遂げたるが、就中大正七、八年の交に於ては事業の膨脹が施設の擴張に伴はずして事業の運行上より見るときは一の混亂時代を現出したり。其第三は、大正十一年より今日に至る六ヶ年間にして、事業の躍進的膨脹に伴ふ定員の増加、素質の改善、其他の諸施設の整理改善を行ひたる整理の時期なりとす。

**【順調の時期】** 第二次大阪中央電信局置局後の第一期たる明治四十三年より大正四年に至る六ヶ年間に、本局諸般の事務が極めて順調に進展したる時期にして、これを電報取扱通數に見るに、明治四十三年度中に於ては一千三百四十四萬一千九百二十一通、翌四十四年度中には九十二萬二千八百七十八通を増加して、一千四百三十六萬四千七百九十九通に上り、爾來年々平均三分強を増

加し、大正四年度には一千五百三十八萬五千百四通に上れり。電報料金も殆んど同様の状況にして即ち明治四十三年度中には三十八萬一千九百三十四圓を算したるが毎年増加して、大正四年度には六十八萬三千五百七十八圓九十九錢五厘を計上するに至れり。定員は明治四十三年四月一日現在に於て吏員通信書記三十一名通信書記補五十七名、通信事務員二百三十二名、合計三百二十名、傭人、集配人四十二名、信使六十六名、小使七名、給仕三名、合計百十八名、職員定員總計四百三十八名なりしが、翌四十四年北濱分室設置、大正二年同分室廢止に伴ひ十名内外の増減ありたる外、電報取扱通數の增加に伴ひ年々四、五名宛の増員ありて、大正四年度末には吏員通信書記三十二名、通信書記補五十九名、通信事務員二百六十三名囑託二名、合計三百五十六名、傭人集配人五十一名、信使六十七名、小使十一名、給仕三名、合計百三十二名、總計四百八十八名となり、明治四十三年度に比し、一割一分強の増加に相當し、電報通數の増加割合に略々匹敵せり。

現業事務の状況は以上の如く順調に進展したるが故に、此期間に於ては主と

して力を事務の改善に盡したり。其主なるものを擧ぐれば、(1)四十三年五月主事會を起し、(2)同年六月局内に購買組合を置き、(3)同年同月單信回線中閉電式通信方式を採用し、(4)同年七月事務改善の資料として公衆訪問を開始し、(5)同年九月信使教育機關を設け、(6)同年同月機械室を大に擴張し室内衛生上の設備を完成し、(7)同年十月より十一月に亘つて大根占、東京線等自働通信を開始し、(8)同年十月受信證の代用として通過番號の使用を開始し、(9)四十四年五月大阪京城線なりて日鮮間直通々信を開始し、(10)現字紙受信に更ふるに現字紙貼付法を實施し、(11)同年四月北濱に分室を設け、(12)同年同月北濱分室と本局との間に管送法を實施し、(13)同年十一月同報電信を開始し、(14)同年十二月より大正元年に跨りて、京都、松山及福岡の三回線を四重通信方式に改め、長崎線を自働通信方式となし、(15)多年の懸案たりし北海道及新潟の兩直通線を前者は元年七月より、後者は二年五月より實施し、(16)大正三年二月本局より提議して歐文着信電報を歐文タイプライターを以て翻寫配達することゝし、同年五月十日より之を實施し、全國に於ける歐文タイプライター翻寫受信の先驅をなし、(17)其他遅

信選奨第一回の表彰を行ひ、集配人に少年を採用し、雇員に女子を採用し、勤務時間中に休憩時間を付與したる等、枚舉に遑あらず。

### 【躍進的膨脹の時期】

(概況) 第二期たる大正五年より同十年に至る六ヶ年間は帝國電信事業が、取扱電報通數、定員、電信回線等の量的方面に於て吾邦電信史上空前の躍進的大膨脹を遂げたる時期なりとす。

此期の第一期たる大正五年度中に於ける本局電報取扱通數は千八百八十七萬九千六百十七通にして前年度(大正四年度)に比し三百四十九萬四千五百十三通(二割二一分)を増加し爾來遞年四分乃至三割の増加を持続したるが、第五年(大正九年度)に於て増加率最高度に達し、其通數三千八百十三萬十五通を算するに至り、前期末(大正四年度)に比し十四割七分、通數に於て二千二百七十四萬四千九百十一通を増加せり。取扱通數の激増叙述上の如くなりしを以て是に對應する爲め定員並に電信回線も亦増加せられ、前期末に於ける定員數は四百六十四名なりしが、此期の第六年たる大正十年度初頭に於ては吏員一千二百八十

六名、傭人三百十七名、合計一千六百三名に増員せられ、電信回線も前期末百六十二回線なりしも本期末の第六年には六十七回線を増加せられ二百二十九回線を算するに至れり。斯くの如く本期は量的には華やかなる跳躍的の發展を遂げたりと雖も、これを質的に見る時は事務の劇増に禍せられ退轉職者續出、欠勤増大する等從事員の素質は甚だしく悪化し從つて能率低下し、誤謬遲延増大し事務の運行は甚だしく阻害せられ、殊に大正七年の如きは殆んど混亂状態に陥らんとし、新聞紙に本局員の同盟罷業をさへ訛傳せらるゝに至り、我事業は實に破滅の一危機に瀕したり。

(事務の激増と滯滯並に混亂) 前期の後半は國を擧げて明治天皇の御大喪に服し奉り、續いて三年四月未だ大正天皇の御即位の御大典を行はせられざるに再び照憲皇大后の御大喪に服し、一般經濟界は萎靡沈衰し、年々發展し來りたる事業も茲に一頓挫を來し、大正二年に於ける電報取扱通數は前年に比し三萬五千五百六十通を減少するに至りたるが、翌三年二月歐洲大戰の勃發するや我國も英吉利國との同盟條約に基き、三年八月獨逸帝國と戰端を開き同年十一月青島

を攻略したるが、この戰亂の直接又は間接の影響を受けて、大正三年に於ては、本局取扱電報激増し、越えて大正四年十一月京都に於て、大正天皇御即位の大典を擧げさせ給ひてより、經濟界頓に活況を呈するに至り、一方歐洲戰局は愈々擴大し、戰前世界經濟界の霸權を把握したる英、獨等の歐洲大國が、國を擧げて戰に没頭する事久しく、爲に世界の經濟的霸權は漸次日米兩國に遷り、年々輸入超過に慣れ來りたる我海外貿易は、大正四年以降年々輸出超過の盛況に趣き、商工業は殷盛を極むるに至り米穀株式相場の變動は激甚となり、物價勞銀は日を逐ふて昂騰する等、經濟界は未曾有の大振興を遂けたるが、政治外交方面に於ても亦支那帝政問題、日露協商條約の締結、歐洲大戰の擴大、帝國議會の解散並に臨時議會の召集、内閣の更迭、露西亞の政變等あり、内治外交共に甚だ多端となり、是等經濟界の發展と政治方面的變動に伴ひ、本局取扱電報通數も亦次表の如く逐年超計數的激増を來せり。

即ち

大正五年度

電報取扱通數  
一八、八七九、六一七通

大正六年度	一一三、〇九二、一二三四通
大正七年度	一一八、七五九、〇一九通
大正八年度	三六、七七六、八〇四通
大正九年度	三八、一三〇、〇一五通
大正十年度	三五、〇二〇、八七八通

を算せるが、今これを本局開設の年度たる、明治四十三年度中に於ける、電報取扱通數を指數百として其増加状況を見るに、大正五年度に於て百四十、六年度に於て百七十二、七年度に於ては二百十四、八年度に於ては一躍二百七十四に激増し越えて九年度に於ては更に二百八十四に増加せり。而して十年度に於ては前年度に比し稍々減少せるも、尙二百六十一の増加を持續せり。

電報取扱通數叙上の如く超計數的の激増を續けたるを以て、是に對應す爲め定員並に電信回線を増加せられたるが、回線の増加率は電報取扱通數の増加率に伴はざるのみならず、定員の増加率亦本期の前半たる、大正七年度末に至る迄は電報取扱通數の増加率に伴はざりしなり。而して本期の後半期たる大正八年

年度以降に於て、漸く定員の増加率、電報取扱通數の増加率を超ゆるに至り、大正十年度末に於ては通信書記三百六十二名、通信書記補五百九十九名、通信事務員五百五十八名、集配人百六名、信使百八十七名、小使三十五名、給仕五名を算するに至りたるも、有技者の養成は如何に速成するも、約半歳を要するを以て定員の増加ありても直ちに充員すること能はざる事情あり、加之大正六年度以降に於ては後述する如く、負擔過重の爲め過勞に陥り病氣缺勤するもの續出したるを以て、これと相俟ち實働人員は一層減少し人員は非常の不足を訴へたり。

これが爲め各回線並に各人の一人當負荷數は、大正五年以降漸次過重に陥り、電報の延留、遅延年を逐ふて甚だしく、殊に大正七年に於ては其極に達し、各重要回線は夜半十二時に於て少きも百通、多きは五、六百乃至一千通の未送信を有し、他の各回線も殆んど終夜終了を見るに至らず、各員勤務時間を延伸し不眠不休強行的努力を續けたるが、漸次疲勞困憊の度を加へ來り、大正六年以降病氣缺勤増大し、其職に堪へず、遂に天職と信じて其半生を託したる職を

離する者續出し、加ふるに經濟界の好況は勤績淺く意思薄弱なる年少吏員を誘惑し、轉職するもの夥しく愈々職員の異動を助長して、人心は動搖し技倆能率は甚だしく低下し、電報の誤謬遲延は無制限に増大するに至れり。

**(救濟措置)** 前述せる如く大正六、七年以降斯業未曾有の混亂狀態を呈したるを以て、これが應急的救濟策として一人的施設としては、(1)優良なる有技者の充實を圖る爲め、(イ)定員外臨時雇員の配置を得て自動通信、和歐文タイブライター、歐文通信及多重通信等所謂高等通信有技者の養成を圖り、(ロ)或は他局の優良なる有技者と本局の病弱者若は技倆未熟者との交換轉用を行ひ、(2)人員の不足を補充する爲め、(イ)臨時通信事務員を多數募集して本務外事務修習を爲さしめ有技者の速成を圖り、(ロ)新聞廣告、局前掲示等の方法に依り有技者の大募集を試み、尙本局職員を介して其友人知己等に本局志願を勧誘せしめ、更にハ當逓信局管内一、二等局四十餘局より多數優良有技者の應援を受け、(ニ)或は逓信局等非現業局より退廳後若くは勤務時間中應援を受け、(ホ)或は服務方法を屢々變更して勤務時間の延伸を圖り、(3)能率向上策としては前記高等通信有技者の

養成を試みたる外、(イ)各自働機回線の標準速度を定めて一定の通信速度の持續と向上を圖り、(ロ)重要回線擔當者の各個別取扱通數を調査して從事員をして各自其能率を反省せしめ、(ハ)或は手當の支給に出來高拂賃金制度を加味して一定標準通數以上の取扱を爲したる者に對し相當報勞する等の方法を執れり。(二)又物的施設としては單信回線を二重回線に、二重回線を四重回線に變更し、或は又音響回線を自働回線に變更する等、通信方式の變更を行ひて回線の負荷容量を増加するに努め、又各回線の負擔量を輕減する爲め新に回線を増設又は延長し、尙斯くても負荷量過大に超過せる市内重要局に對しては常設的に定員外集配人を備役して電報を使送し、接近地局との間には隨時電報を郵送に附して通信の疏通を圖れり。尙其他間接的の救濟策として從事員の能率最も低下する夏期繁忙に於ては、現業室內に數十個の氷柱を設備して暑氣を緩和し、執務中に食品を給與して激務の勞苦を慰安したり。

**(事業の改善)** 本期に於ける諸施設は前述の如く専ら急激に膨脹、發展しそが爲め混亂せる事務運行の當面の急を救濟するにありたるを以て、事務改善の範

圍も概ね此目的の外に出でず、即ち(1)大正五年六月通信課主事事務分擔事項を制定し、(2)同年同月通過番號使用細則を制定し之が普及を圖り、(3)同年同月全國に率先して音響機より直接タイプライターに依り歐文電報を受信せんことを企圖して、之が實驗を試み、翌六年六月一日より之を實施し（本邦に於ける歐文タイプライター音響受信の嚆矢）(4)同年七月歐文タイプライターを和文タイブライターに改造せんことを企圖し、翌六年一月其筋の承認を経て、エルシー・スミス・タイプライター鍵盤を片假名に植字替し、同年六月二十一日より貼付電報謄寫受信を實施し（本邦に於ける和文タイプライター貼付受信の嚆矢）(5)同年十二月初めて音響機回線に交直流四重方式を採用し、(6)翌六年四月氣送管に依る電報取扱細則を制定し、(7)同年五月庶務係事務分擔事項を制定し、(8)同年九月電信機械室の擴張を行ひ、(9)翌七年六月重要回線に回線日誌を備付け回線主任を特置し、(10)同年十一月信使保護者の懇談會を開催し、(11)八年四月局員家庭訪問録を設けて之が勵行を圖り、(12)同年六月通信課事務分擔事項を制定し、(13)同年同月通信課室を擴張し之を十一ヶ部に劃し、(14)同年同月整理番號規程を

制定して、番號整理の方法に依り電報取扱其他執務上諸般の整理統一を圖り、  
 (15)同年同月現業上衣及徽章規程を制定し、(16)同年七月通信技倆原簿を設備し、  
 (17)同年十月信使の親睦共濟機關として信友會を起し、(18)九年二月電信學の講習會を開き、(19)同年三月久しく中絶したりし通信擔當者に對する休憩時間の付與を復活し、(20)同年五月通信課室を擴張して之を十三ヶ部に區劃し、(21)同年六月吏員補習教育を開講し、(22)同年同月信使歩速及電報受授所要時分標準を制定し、  
 (23)同年七月各課係室内に電氣時計の裝置を稟申し、十一年之が承認を経て工事に着手、同年六月十一日より之を實施し（帝國遞信官署に於ける電氣時計使用的嚆矢）(24)同年九月電信競技會を開催して能率の向上を圖り、(25)十年一月には全國電信大競技會を開催し、(26)同年三月信使整理番號及徽章規程を制定し、  
 同年同月電信交換機をランプ式に變更し、(28)同年四月電報送受標準姿勢を定め、これを電信技術の鑑と名付け印刷各員に配付し、(29)同年六月主事定員の大増員を行ひ其擔務を、主任主事、主事及特務主事の三種に別ち各分擔事項を定め、  
 (30)同年十一月電報送受標準方式を定め、(31)同年十二月能率調整時間を制定し、

(32) 同年同月信使の電報蒐集経路を一定し、(33) 大正十一年一月電報送信前検査を開始し、(34) 同年二月通信課の分擔方法を更めて之を十五部に區割し、(35) 同年同月再び電信競技會を開催し、(36) 同年三月初めて和文タイブライターに依り直接音響機より受信するの方法を實施し（我國に於ける和文タイブライター音響受信の嚆矢）たる等を擧ぐるを得べし。

**【整理の時期】** 大正十一年より現在（昭和二年度末）に至る六ヶ年間は、事業の躍進的膨脹の後を享けて、回線並に定員の増加及從事員の素質並に事務取扱方法の改善等、諸般の整理を施したる整理の時期なりとす。

此時期に於ける電報取扱通數は

大正十一年度	三五、二九九、八四二通
大正十二年度	三八、三七七、八九八通
大正十三年度	三六、一九二、四八三通
大正十四年度	三六、七七五、九八三通
昭和元年度	三六、九二四、四四一通

昭和二年度 三七、六九八、一四四通

にして、大正十二年度に於ける取扱通數の激増は、同年九月一日に於ける關東大震災に因り、同地方の海外貿易其他大商工業が、一時全然關西地方に遷りたる結果にして、これも翌大正十三年度に入りては平調に復し、爾來年々自然的増加率を示せり。この状況に鑑み職員定員は漸次適當に整理せられ、昭和二年度末に於ては通信書記三百三十一名、通信書記補五百八十八名、通信事務員五百二十八名、集配手百一名、信使百七十名、小使四十一名、給仕五名、合計一千七百六十五名となれり。

而して昭和元年度末に於ける從事員の平均勤續年數は四年十ヶ月、平均年齢は二十二年六月に達し、素質最も低下せる大正七年に於ける勤續年數一年九ヶ月、平均年齢十七年六月に比する時は勤續年數に於て三年一ヶ月、平均年齢に於て五年の増加を示せり。大正九年六月に於ける本局吏員補習教育部の設置、大正十二年三月に於ける遞信講習所修業年限の延長、同十年五月に於ける同所高等科の設置、十一年二月遞信官吏練習所電信科を第二部行政科と改め、修業

年限を延長して學習科目を變更せられたる等と相俟つて、從事員の素質は年々改善せられ、大正七、八年の交に比する時は全く隔世の感なき能はず。

此期に於て特筆すべきは、大正十二年九月一日關東地方大震災當時に於ける本局の活動狀況なりとす。

大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如、關東地方に強震起り、此の大震は帝都を中心として、横濱以南三浦半島全部、相模灘の沿岸藤澤、平塚、小田原より伊豆半島の熱海、伊東、西北に走つて箱根、山北、御殿場、沼津方面に及び、東は房總半島の西部沿岸地區、北は甲府方面に至る廣大なる區域に慘害を生じ、海嘯と劫火之に續き、忽ちにして、幾十百萬の建物を倒壊し、更に之を鳥有に歸せしめ、又更に幾十百萬の人命を害ひ、幾十百億の財寶を焼盡し、通信機關も亦悉く之を壞滅に歸せしめたり。

震災前帝國電信組織に於て、本局と共に二大中繼局の一たりし東京中央電信局亦破壊と共に劫火の襲ふ所となり、殆んど其一物をも残さざるに至れり。本局に於ける電信回線は激震と同時に對東京八回線、對横濱二回線、對橫須賀札幌各一回線は悉く不通となり、當局以西より當局中繼盤を經由して、靜岡以東に通ずる十三回線も同時に不通となり、(對東京電話回線亦悉く不通) 短きも數日、長きは數ヶ月に亘るも復舊に至らず。之が爲め、本局は帝國通信網の東西を繋ぐ唯一の大集中局となり、たゞさへ、震災に關聯せる電報非常に激増せるに加ふるに、從來東京又は横濱を中繼範囲とせる電報は勿論、東京又は横濱直通京都以西各局並に鮮滿其他諸外國方面よりの電報をも、全部本局に於て臨時中繼することとなり、本局電報取扱通數は月餘に亘り一日平均約十六萬通を算するに至れり。就中、九月六日以後罹災地發無料公衆報の取扱を開始し、或は陸軍飛行機に依り、或は鐵道吏員に託し或は特に局員に携行せしむる等の方法に依り、罹災地發無料電報の疏通を計りたるが、此等特殊取扱電報にして罹災地より来るものは賴信紙なき爲任意の紙片等に記載せられ、而かも大小不整のものゝみなるを以て、特に他の用紙に貼付補修の勞を執りて、電報の形式とし之を送達したり。而して之等特殊取扱電報の通數を加ふれば、九月八日に於ける取扱通數は、實に四十五萬三千百四十五通に上り、帝國電信創業以來の最高

記録を作せり。これ、實に帝國の最高記録たるのみならず、又恐らくは世界に於ける最高記録たりしならん。

一局所に於て機送一日取扱通數十九萬五千通（九月十三日）を算するだに我國電信創業以來の記録なるに、更に一日四十五萬餘の計數を見るに至りたるは、其一部が特別送達方法に依りたりとは云へ、如何に當時の事務が多忙繁劇を極め、其活動が眼覺しきものなりしかを察するに足らん。

#### （事務上の整理改善）

而して此期間中に於て事務上に整理改善を加へられたものは枚挙に遑あらずと雖、其特に顯著なるものを擧ぐれば、(1)大正十一年三月電信現業員検定規程を定めて電信現業員は毎年一回所轄遞信局長に於て技術を試験し資格を検定することゝし、(2)同年六月初めて印刷電信機を据付け本局東京局間に試験通信を開始し、(3)同年八月本局川口局間氣送管通信を開始し、(4)同年九月自働機回線の受信に和文タイプライターを供用し、(5)同年十月自働機現字紙貼付受信の代りに現字紙卷取機を用ひて、現字紙を卷取りつゝタイプライターにて受信するの方法を實驗的に數回線に施行し（此の卷取受信法

は實驗の結果擔當者の眼球神經を刺戟して疲労を大ならしめ且誤謬率多かりしを以て一年半にして廢止せり）(6)同年十一月大正二年以來屢々其設備を稟申し多年の懸案たりし電報運信用コードキヤリヤーを設置し、（本邦遞信官署に於けるコードキヤリヤー設備の嚆矢）(7)同年同月クライインシユミット鍵盤鑽孔器を採用し、(8)十二年一月各回線毎に當該回線を通過する電報の通數、通信疏通の難易、通信方式及通過電報の種類等に依り回線等級を定め、(9)同年三月取扱申正中なりし間送電報の取扱を廢止し、(10)同年同月配達局に夜中零時を過ぎて到着したる電報は、至急又は夜間配達の指定あるもの其他特に急速を要すと認むるものゝ外は、翌朝開局を待ちて配達することに改め、(11)同年同月吏員服務時間改正し、宿直勤務制を廢して徹夜勤務制とし、同時に満十八歳未滿の年少者に對しては徹夜勤務に服せしめざることに改め、(12)同年四月從來配付部に専屬したる信使の配置定員を改めて各部に分属せしめ、(13)同年同月通信課供用の椅子を悉く廻轉式に改め、(14)同年同月大阪商船會社との間に私設電信を設置し、(15)同年七月タイプライターに依り受信したる着信電報の復寫にロネオ式復寫機

を採用し、(16) 同年八月電信競技會を開催し、(17) 同年同月三井物産支店との間に私設電信に依る電報託送を開始し、(18) 同年九月本局、長崎局間にW E式多重印刷電信機の使用を開始し(大阪長崎四番線)、(19) 十三年四月電報取扱標準通數を定め、(20) 同年同月和文クラインシユミット鍵盤鑽孔器を採用し、(21) 同年六月(十七日) 全國に率先して、本局收容の音響回線を一齊に和文タイプライター受信に改め、茲に本邦に於ける電報受信方法に一新時期を劃し、(22) 同年八月本局横濱正金銀行支店との間に私設電信に依る託送通信を開始し、(23) 同年九月本局東京間にモルクラム印刷電信機の運用を開始し、(24) 同年十月クリード受信機及同改鑽機に依る通信を開始し、(25) 同年十一月電信競技會を開催し、(26) 十四年五月東京、大阪中央電信局間に獨逸コルン式寫眞電送機を裝置(電話線使用)寫眞の電送を數日間に亘りて實驗し良好なる成績を收め、即ち寫眞の電送は電信業務の一部として實行可能なるを確認し、(27) 同年十一月電報規則及電報取扱規程の大改正あり、(28) 十五年八月監査課事務取扱細則を制定し、(29) 同年十一月業務規則の改正に伴ひ外國電報規則及外國電報取扱規程の大改正あり、(30) 昭和二年一

月本局住友銀行間に私設電信に依る電報託送を開始し、(31) 同年三月本局例規類聚を編纂したる等を擧げ得べし。

其他回線の増設せられたるもの一一四、單信通信方式を二重通信方式に、若くは二重通信方式を四重通信方式に變更せられたるもの一六、音響器通信回線を自働機通信回線に改められたるもの四、を數ふるを得べく、尙又、事業の大膨脹に伴ひ、數次局舎の改増築模様替等を行ひ來りたるも、尙甚だ狹隘を告ぐるを以て敷地並に建築工費約二百餘萬圓、機械其他諸設備費約百萬圓の經費を以て大正十四年三月二十五日市内北區堂島濱通二丁目田蓑橋畔に建坪八百三十四坪七四(延三、九九三坪一八)の近代的様式鐵筋コンクリート六階建局舎新築の工を起し、昭和二年八月十日局舎建築の工を竣へ、今や機械裝置其他殘工事も殆んど完成し、本秋を以て、これに移轉せんとし、目下着々其準備を進めつゝあり。寔に空前の盛事なりと謂ふべし。



れり。實は實業の癡情を諷刺して居る。

其人を攻撃する本音を以て、實不外其學識や才能で、  
工作家は、連携二年八君子は、其會議の工事費と、  
國庫から國庫工事費と、大成三者、一八〇の設計費  
以上、大成生四半三日二十日以内に、其の工費費  
より以て、連携工事費二百四十日以内に、其の工費費  
連携工事費、連携工事費二百四十日以内に、其の工費費  
が自體與連携工事費より以て、其の工費費  
より以て、連携工事費二百四十日以内に、其の工費費  
其の工事費の連携工事費より以て、其の工費費  
連携工事費より以て、其の工費費

日本通商文部省官印局監督官署會計課監督官署

昭和三年九月二十日印刷  
昭和三年九月二十九日發行

# 大阪中央電信局

印刷者

大阪市西區京町堀上通四丁目二十五番地  
藤田印刷所

印刷所

大阪市西區京町堀上通四丁目二十五番地  
藤田印刷所

三

終

